

証券コード 9890

第69期

定時株主総会

招集ご通知

開催情報

日時 2021年6月29日（火曜日）

受付開始 午前9時30分 開会 午前10時

場所 静岡県沼津市上土町100番地の1

沼津リバーサイドホテル 4階 シャングリラ

会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。

決議事項

議案 取締役8名選任の件



株式会社 マキヤ

2021年6月4日

株 主 各 位

静岡県沼津市三枚橋字竹の岬709番地の1
(連絡先 静岡県富士市大淵2373番地)

株式会社 マ キ ヤ

代表取締役社長 川原崎 康雄

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時の新型コロナウイルス感染予防及び防止のため、本株主総会につきましては、適切な対策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、健康と安全を何よりも優先いただき、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後6時30分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前10時

2. 場 所 静岡県沼津市上土町100番地の1

沼津リバーサイドホテル 4階 シャングリラ

(会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照いただき、お間違えのないようにご注意ください。)

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第69期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第69期(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

計算書類報告の件

決 議 事 項

議 案

取締役8名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

2. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合はインターネットの当社ウェブサイト (<https://www.makiya-group.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

＜株主様へのお願い＞

- ・ 本株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.makiya-group.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・ 本株主総会にご来場いただく株主様におかれましては、当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用など感染予防にご配慮ください。
- ・ 当日は、感染予防措置として、受付前のアルコール消毒や検温等についてご協力をお願いするほか、発熱のある方や体調が優れないとお見受けされる方などは、入場をご遠慮いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 感染予防及び防止のため、会場でのお飲物のご提供サービスは中止いたします。
- ・ 本株主総会において、登壇役員及び運営スタッフはマスク着用で対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 本株主総会において、新型コロナウイルス感染予防及び防止のため開催時間を短縮して開催する場合がございます。

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルスの世界的感染拡大による急激な経済活動の縮小から、5月以降は緩やかな回復傾向にありましたが、繰り返す感染拡大の波により個人消費の回復は足踏み状態が続いており、感染収束の兆しが見えない中、依然として先行きの不透明な状況で推移しております。

当小売業界におきましては、ウィズコロナ時代の生活様式の変化による内食志向の高まりや、消毒・衛生用品等の感染対策商品の需要増加等によって、足許の業況は良好に推移しているものの、消費者の将来不安に対する「生活防衛志向」、同業態・異業態をはじめEコマースも含めた「競争の激化」、現在も進みつつある「人口減少・高齢化」に伴う「可処分所得の減少」、人手不足や最低賃金の上昇による「人件費の高騰」等、依然として厳しい経営環境にあります。

このような状況の中、当社グループは、お客様と従業員の安全・安心を第一に考え、各種感染防止策を徹底しながら、お客様の毎日の生活を支えるライフステーションとして店舗営業を継続してまいりました。

当社グループは、当連結会計年度より経営改革プロジェクト『MAP3』(Makiya-group Advancing Profit3)を編成し、各経営改革目標数値として、①値引き・廃棄の「ロス額」の削減、②プライベートブランド・ファーストチョイスの販売強化による「値入率」の改善、③バックルーム運用ルール・作業改善等による「生産性」の改善の3つの施策を柱に推進いたしました。特に「ロス額」の削減により当連結会計年度の売上総利益率は、前連結会計年度より0.36%改善いたしました。

また、当社グループの「営業力」の6項目(品揃え・品質・価格・売り方・サービス・マネジメント)の磨き上げを継続して実施しており、「重点販売商品」の売り込みや、「ご推奨POP」の充実などの様々な取り組みにより、お客様の「毎日の生活」に役立つ商品を、「安心の低価格」と「温かいサービス」でご提供できる様に全力で取り組んでまいりました。

前連結会計年度に導入したマキヤポイントカードに電子マネー機能を組み入れた「マキヤプリカ」につきましては、毎月5の付く日（5日、15日、25日）の「ボーナスチャージデー」や、定期的を実施する「特別チャージ・プレゼント企画」など、様々なキャンペーン企画により利用促進を図るとともに、総務省が実施するマイナポイント事業への参画もいたしました。

さらには、ストアスキャン方式による「バーコード決済」を導入し、各社ペイメントのキャンペーン企画にも積極的に参加いたしました。

当連結会計年度の主な店舗政策につきましては、以下のとおりであります。

区 分	店 舗 名	年 月	備 考
開 店	業務スーパー函南店 (静岡県田方郡函南町)	2020年9月	新規開店
開 店	ハードオフ・オフハウス沼津 原町店(静岡県沼津市)	2020年10月	新規開店
開 店	業務スーパー裾野店 (静岡県裾野市)	2020年12月	新規開店
開 店	業務スーパー南アルプス店 (山梨県南アルプス市)	2021年2月	新規開店
改 装	ポテト野中店 (静岡県富士宮市)	2020年10月	売場最新化
改 装	ポテト城山店 (静岡県富士宮市)	2020年12月	売場最新化

以上の結果、当連結会計年度の業績は、営業収益は75,764百万円（前年同期比9.9%増）、営業利益は2,305百万円（前年同期比176.2%増）、経常利益は2,458百万円（前年同期比154.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,400百万円（前年同期比288.2%増）で増収増益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

①小売業

営業収益は75,327百万円（前年同期比10.0%増）となりました。新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう、「巣ごもり」・「感染対策」需要等の高まりにより、「フード（食品）」部門・「ノンフード（非食品）」部門ともに好調に推移し、前年同期を大幅に上回る結果となりました。

営業利益は2,513百万円（前年同期比140.2%増）となりました。売上高の増加の他に、折込チラシ等の自粛により販売費率が減少したことと、当連結会計年度より全社で取り組んでいる「中長期経営改革プロジェクト『MAP 3』」の各種改善施策の推進により、大幅に増加いたしました。

②不動産賃貸事業

営業収益は436百万円（前年同期比3.4%増）、営業利益は153百万円（前年同期比5.3%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の額は、小売業が945百万円、全社資産が666百万円で総額1,611百万円の設備投資を実施いたしました。主なものは次のとおりであります。

小売業

基幹システム リプレイス費用	386百万円
ポテト2店舗 改装費用	315百万円
業務スーパー3店舗、ハードオフ1店舗 新規開店設備費用	215百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、新型コロナウイルスの収束時期の見通しや、収束後の景気と消費動向が懸念されるとともに、消費者の「生活防衛志向」や「競争の激化」、「人手不足」など、依然として厳しい経営環境が続くものと予測されます。

また、今後、我が国経済が本格的に直面していく「少子・高齢化」と「人口減少」の経済環境の中では、単なる「低価格」販売だけでなく、消費者（生活者）の「毎日の生活」のために、今後も「より良い商品」を「低価格」でご提供する努力を継続しつつ、新たな『需要創造』につながる『品揃え』の改善と『売り方』の改革に、全力で取り組んで行かなければならないと考えております。

このような環境の中、当社グループは、お客様のより豊かな生活のために、お客様のご期待に応え、お客様に支持され“ファン”になって頂けるお店を目指して、当連結会計年度に編成した経営改革プロジェクト『MAP3』（Makiya-group Advancing Profit 3）の経営改革目標数値の実現のために、

- ①、「働き方」改革と業務改善
- ②、「品切れ」撲滅・フェイスUP・ボリューム陳列
- ③、品揃え・品質・価格・売り方・サービスの磨き上げ
- ④、「ファーストチョイス」の発見と推奨販売
- ⑤、「ロス額」削減と「原価改善」

を全力で推進し、経営基盤の強化と企業価値の向上を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 66 期 2018年3月期	第 67 期 2019年3月期	第 68 期 2020年3月期	第 69 期 (当連結会計年度) 2021年3月期
営 業 収 益 (百万円)	63,523	65,057	68,923	75,764
経 常 利 益 (百万円)	821	936	964	2,458
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	124	353	360	1,400
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	12.46	35.36	36.13	140.29
総 資 産 (百万円)	29,906	29,982	30,762	32,617
純 資 産 (百万円)	13,815	13,793	14,020	15,468

- (注) 1. 営業収益は、売上高及び営業収入の合計額であります。
2. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株 式 会 社 M K ・ サ ー ビ ス	10,000千円	100%	惣菜製造 グループ内物流業務 精肉プロセスセンター等の運営

(7) 主要な事業内容

(2021年3月31日現在)

当社グループは、主要事業である生鮮食品・加工食品・生活雑貨・家電製品・DIY・ペット・レジャー用品などバラエティーに富んだ商品を販売する総合ディスカウント店（エスポット）、食品スーパー（ポテト・マミー）、業務用食料品販売店（業務スーパー）、リサイクルショップ（ハードオフ）、インテリアショップ（エ・コモード）、100円均一ショップ（ダイソー）の運営を行う「小売業」及び所有不動産等の賃貸事業等を行う「不動産賃貸事業」を展開しております。

(8) 主要拠点等

(2021年3月31日現在)

株式会社マキヤ …… 本社 : 静岡県沼津市(※)
 店舗 : 94店舗

区 分	静 岡 県	神 奈 川 県	山 梨 県	埼 玉 県
総合ディス カウント店 「エスポット」 (21 店 舗)	藤枝店 静岡駅南店 静岡千代田店 静岡東店 清水天王店 富士宮店 富士松岡店 富士店 新富士駅南店	沼津駅北店 駿東店 長泉店 裾野店 御殿場店 函南店 菰山店	湯河原店 小田原シティモ ール店 伊勢原店 淵野辺店 新横浜店	—
食 品 ス ー パ ー 「ポ テ ト」 (10 店 舗)	淀川店 松野店 野中店 城山店 栗倉店	岩本店 森島店 中里店 錦田店 小山店	—	—
「m a m y」 (5 店 舗)	広見店 原町店 西沢田店	三園店 二枚橋店	—	—
業務用食料品販売店 「業務スーパー」 (44 店 舗)	小豆餅店 浜松相生店 浜松原島店 磐田店 袋井店 御前崎店 島田店 藤枝緑町店 焼津店 静岡岡町店 静岡千代田店 草薙店 清水店 三園平店 富士宮店 厚原店	吉原今泉店 大淵中野店 木の宮店 沼津錦町店 大岡沼津店 三島南店 三島店 裾野店 修善寺店 御殿場店 伊豆下田店 函南店 熱海店 伊東店 伊東吉田店	小田原成田店 真田店	菰崎店 南アルプス店 甲府昭和店 甲府湯村店 里吉店 アクロス山梨店 富士吉田店
リサイクルショップ 「ハードオフ」 (6 店 舗)	静岡東店 富士店 富士宮ひばりが 丘店	沼津原町店 沼津店 三島店	—	—

(注) 上記の他に、100円ショップ「ダイソー」を5店舗、インテリアショップ「エ・コモード」を3店舗展開しております。

※なお、同所は登記上の所在地であり、本部機能は静岡県富士市であります。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(9) 従業員の状況

(2021年3月31日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
414名	11名増

(注) 従業員の中にはパートタイマー(1,567名)は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況

(2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社静岡銀行	1,230百万円
スルガ銀行株式会社	866百万円
株式会社三井住友銀行	756百万円
株式会社みずほ銀行	754百万円
株式会社三菱UFJ銀行	608百万円
三井住友信託銀行株式会社	602百万円
株式会社横浜銀行	89百万円
明治安田生命保険相互会社	50百万円
日本生命保険相互会社	43百万円

2. 会社の株式に関する事項

(2021年3月31日現在)

(1) 発行済株式の総数 9,983,382株（自己株式 556,818株を除く。）

(2) 株主数 3,165名（前期末比 716名増）

(3) 大株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 マ キ リ	4,343千株	43.5%
マ キ ヤ 取 引 先 持 株 会	734千株	7.4%
公 益 財 団 法 人 マ キ ヤ 奨 学 会	700千株	7.0%
株 式 会 社 静 岡 銀 行	495千株	5.0%
ス ル ガ 銀 行 株 式 会 社	489千株	4.9%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	187千株	1.9%
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	139千株	1.4%
矢 部 伸 泰	128千株	1.3%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	114千株	1.1%
万 葉 倶 楽 部 株 式 会 社	103千株	1.0%

(注) 自己株式については、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2021年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	川 原 崎 康 雄	(株)MK・サービス代表取締役社長
取 締 役	矢 部 利 久	執行役員財務部長、(株)マキリ代表取締役社長
取 締 役	早 川 紀 行	執行役員NF商品部長兼販売統括部長
取 締 役	竹 島 剛	執行役員経理部長
取 締 役	篠 原 忠 夫	執行役員企画・開発部長
取 締 役	向 眞 生	公認会計士向眞生事務所
取 締 役	幸 山 秀 明	静岡富士法律事務所
常 勤 監 査 役	湯 山 勝 博	
監 査 役	加 部 利 明	
監 査 役	清 川 修	

- (注) 1. 取締役 向 眞生氏及び幸山秀明氏は社外取締役であります。
 2. 監査役 湯山勝博氏、加部利明氏及び清川 修氏は社外監査役であります。
 3. 取締役 向 眞生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 取締役 幸山秀明氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役 湯山勝博氏は、銀行業界に長く籍を置き、金融関連における広範な知識により、企業経営全般に亘る客観的な視点や主に財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 当社は、取締役 向 眞生氏及び監査役 湯山勝博氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ております。
 7. 2021年2月15日をもって、取締役（FD商品統括部長）鈴木貴之氏は、辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役・各社外監査役は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。この契約に基づく損害賠償責任の限度額は金200万円または法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 役員等賠償責任保険の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役並びに執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

・ 填補される損害範囲の概要

被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

・ 保険料の負担方法

保険料は全額会社負担としております。

(4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会の決議により役員の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その概要は次のとおりであります。

当社の役員の報酬等は、企業価値の継続向上を目的として、業績連動性を強化することにより、役員の業績への貢献意欲の向上を図ることと、報酬の決定プロセスが公正であり、客観性の高いものであることを基本方針としております。

取締役会は、当事業年度において、取締役の個人別の報酬等が上記方針において定める基準額または算式に基づき決定されたことを確認したことから、当事業年度の取締役の個人別の報酬等の内容が上記の方針に沿うものであると判断いたしました。

① 基本報酬

取締役（社外取締役を除く）の基本報酬は、当社の取締役会で決議された「役員報酬内規」に定める役位別報酬の基準額に基づき決定するものとし、代表取締役社長川原崎康雄に決定を一任する旨を取締役会にて決定しております。

なお、当該基準額は、代表権を有する取締役は定額基準、代表権を有しない取締役は役位別に上限額と下限額を定めております。

社外取締役の基本報酬は、「役員報酬内規」に定める社外取締役の定額基準額に基づき、取締役会にて協議して決定しております。

監査役の基本報酬は、「役員報酬内規」に定める常勤監査役または非常勤監査役の定額基準額に基づき、監査役会にて協議して決定しております。

② 業績連動報酬

取締役（社外取締役を除く）の業績連動報酬として、従業員賞与評価基準に準じて、各四半期ごとに賞与を支給しております。当社は、企業の収益力と成長性を評価する基準として、経常利益及び経常利益の予算達成率を重要な指標の一つとして捉えており、以下の算式に基づいて決定しております。

各四半期ごとの賞与支給額

基本報酬（月額）×75%×業績係数（※1）×賞与考課係数（※2）

※1．業績係数は、各四半期ごとの管理会計上の経常利益の予算達成率に基づいて上限1.20～下限0.80の範囲内で算定しております。

※2．賞与考課係数は、各四半期ごとの経常利益の前年比、業績への寄与度及び貢献度等を個別に評価したものであり、上限1.20～下限0.80の範囲内で算定しております。

社外取締役及び監査役は、経営への監督機能を有効に機能させるため、賞与は支給していません。

③ 退職慰労金

当社の取締役会で決議された「役員退職慰労金内規」に定める算定方法に基づき、取締役については取締役会、監査役については監査役会にて協議して決定しております。

(5) 役員報酬等の額の決定の委任に関する事項

当社は、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長川原崎康雄に対し、取締役（社外取締役を除く）の基本報酬及び業績連動報酬の個人別の具体的な報酬額の決定を委任しております。その理由は、代表取締役社長が、当社全体の業績を俯瞰しつつ取締役（社外取締役を除く）の業績を評価して報酬の内容を決定するのに最も適していると考えたためであります。

(6) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			非金銭報酬等	対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金		
取締役 (うち社外取締役)	106,580 (5,240)	75,870 (4,800)	21,330 (-)	9,380 (440)	- (-)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	11,880 (11,880)	10,800 (10,800)	- (-)	1,080 (1,080)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外役員)	118,460 (17,120)	86,670 (15,600)	21,330 (-)	10,460 (1,520)	- (-)	11 (5)

(注) 1. 当社は、業績連動報酬として取締役（社外取締役を除く）に対して経常利益及び経常利益の予算達成率を指標として四半期ごとに賞与を支給しております。当事業年度における各四半期ごとの基準となった経常利益及び経常利益の予算達成率の推移は、以下のとおりであります。

期間	経常利益 (百万円)	達成率	業績係数	賞与考課 係数
第1四半期	943	302.0%	1.20	1.00
第2四半期	662	272.2%	1.20	1.00~1.10
第3四半期	780	144.1%	1.20	1.00~1.10
第4四半期	387	180.9%	1.20	1.00~1.10

2. 取締役の報酬限度額は2007年6月28日開催の第55期定時株主総会において年額2億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は0名）です。
3. 監査役の報酬限度額は1990年6月27日開催の第38期定時株主総会において月額2百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。
4. 上記退職慰労金額は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
5. 上記取締役（社外取締役を除く）についての対象となる役員の員数には、2021年2月15日をもって退任した取締役1名に対する報酬が含まれております。

(7) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

氏 名	地 位	重 要 な 兼 職 の 状 況	重要な兼職先と 当社との関係
幸 山 秀 明	社 外 取 締 役	静岡富士法律事務所	法律顧問契約を締結しておりますが、同法律事務所と当社との間における取引額は僅少であります。

②当事業年度における主な活動状況等

氏 名	当事業年度における 主な活動状況等
向 眞 生	当事業年度に開催された取締役会に17回出席し、会計専門家として、財務・会計に関する専門的な知識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、議案に関する質問や意見等の発言を行うとともに、当社経営に対する適切な助言や指導、監督を行っております。
幸 山 秀 明	当事業年度に開催された取締役会に17回出席し、法律専門家として、法務・コンプライアンスに関する専門的な知識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点で、議案に関する質問や意見等の発言を行うとともに、当社経営に対する適切な助言や指導、監督を行っております。
湯 山 勝 博	当事業年度に開催された取締役会に17回及び監査役会に17回出席し、主に人事・経営企画面の経験と見地から、議案に関する意見や質問等の発言を行っております。
加 部 利 明	当事業年度に開催された取締役会に17回及び監査役会に17回出席し、主に財務・経営企画面の経験と見地から、議案に関する意見や質問等の発言を行っております。
清 川 修	当事業年度に開催された取締役会に17回及び監査役会に17回出席し、主に経理・経営企画面の経験と見地から、議案に関する意見や質問等の発言を行っております。

- (注) 1. 当事業年度における取締役会の開催回数は17回、監査役会の開催回数は17回であります。
2. 上記取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	33,000千円
②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改定日 2017年3月28日）

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ コンプライアンス体制の基礎として「マキヤグループ行動規程」「コンプライアンス規程」「内部通報規程」を定め、その体制の整備と維持及び徹底を図るための教育・研修等を行う。
 - ロ 内部統制監査室は総務部と連携し、コンプライアンスの状況を監査するとともに、定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
 - ハ 法的・倫理的問題の早期発見・是正を目的として、総務部内に「コンプライアンス室」を設置する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ 「文書管理規程」の定めに従い、取締役の職務執行に係る情報を「書面」または「電磁的媒体」に記録し、適切に保存・管理する。
 - ロ 上記情報の保存期間は、法令に別段の定めがない限り、「文書管理規程」の定めに従う。
 - ハ 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 「リスク管理規程」の定めに従い、個々のリスクにおける管理責任者を決定し、速やかに対処するリスク管理体制を構築する。
 - ロ 不測の事態の発生時は、「緊急事態対策規程」の定めに従い、社長を室長とする「緊急事態対策室」を設置し、迅速な対応を行うことで、損害拡大の防止に努め、これを最小限に止める体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 当社は、月1回、「取締役会」を開催するほか、必要に応じて、「臨時取締役会」を開催するとともに、当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、事前に取り締役、各部部长及び常勤監査役によって構成される「経営会議」において議論し、その審議を経て、「取締役会」にて決議する。
 - ロ 取締役会の決定に基づく業務執行、職責の範囲及び執行手続等の詳細については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」の定めに従い、実行する。
- ⑤ 当社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ 当社グループにおける業務の適正を確保するため、「マキヤグループ行動規程」「コンプライアンス規程」「内部通報規程」を定め、その体制の整備と維持及び徹底を図るための教育・研修等を行う。
 - ロ グループ企業全体に及ぶ会議体を運営し、当社グループ間の情報共有化と職務執行を管理する。
 - ハ 当社は、「関係会社管理規程」の定めに従い、子会社に対し、その業務の執行状況や意思決定事項等の事前報告を義務付ける。
 - ニ 当社のグループ間取引については、法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし、適切に行われるように管理する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ 監査役を補助すべき使用人を置く場合は、予め監査役会の同意を得るものとする。
 - ロ 監査役がその業務を補助すべき使用人を選定した場合、当該使用人は取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとし、人事考課は監査役が行い、人事異動・賃金等の改定については、事前に監査役の同意を得るものとする。
 - ハ 当該使用人が他部署の業務を兼務している場合、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

- ⑦ 当社並びに当社の子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 取締役及び使用人は、監査役会に対して、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼす事実が発生または発生する恐れがあるとき、あるいは取締役及び使用人による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきと定めた事項が生じたときは、速やかに当該内容を報告する。
 - ロ 監査役は、「取締役会」・「経営会議」等に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役及び使用人にその説明を求める。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- イ 当社及び当社の子会社は、当該報告をした者に対してこれを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に対し、周知・徹底する。
 - ロ 取締役または使用人が内部通報窓口等を利用し、監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役へ報告する。
- ⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに、当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ 監査役会は、代表取締役社長、会計監査人及び各業務執行取締役並びに重要な各使用人と定期的に情報・意見交換を行う。
 - ロ 監査役会は、必要に応じて顧問弁護士、会計監査人と意見交換及び協議し、監査業務に関して連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 重要な会議の開催状況

- イ 取締役会を17回（書面決議を除く）開催し、法令に定められた事項や重要事項を決議するとともに職務の執行状況を報告し、確認を行っております。
- ロ 監査役会を17回開催し、各監査役の監査状況を報告するとともに内部統制監査室より内部監査の報告を受け、業務執行の監査を行っております。

② コンプライアンスに関する取組み状況

- イ 当社グループは、コンプライアンスに関する内部統制の整備及び監督の実施に向け、「マキヤグループ行動規程」等の遵守を図り、その体制の維持及び整備を推進するための教育・研修等を適宜に実施しております。
- ロ 法的・倫理的問題を早期に発見し是正するための体制として、総務部内に「コンプライアンス室」を設置し、運営をしております。

③ 損失の危険の管理に関する取組み状況

不測の事態に備え、「マキヤグループ災害対策基本方針」を定めるとともに、「大災害対応マニュアル」を策定し、「BCP（事業継続計画）」の発動手順を整備し、事業継続に向けての実施体制の確立を図っております。

④ 取締役の職務執行の効率性確保に関する取組み状況

- イ 当社の取締役会は、社外取締役2名を含む7名で構成され、いずれも社外監査役である監査役3名も出席しております。取締役会は月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を協議・決定するとともに、グループ各社の職務の執行を監督しております。また、資料の事前配布等により、重要案件の審議に必要な時間を十分に確保するよう努めております。
- ロ 経営方針及び経営戦略に係る重要事項については、事前に取り締役、各部長及び常勤監査役によって構成され、定期的に開催される経営会議において議論並びに審議を行っております。

⑤ 監査役への報告及び内部監査部門との連携状況

- イ 監査役は、当社グループの重要な会議に出席し、必要な報告を受けております。また、各取締役、会計監査人及び内部統制監査室との会合を定期的に行い、情報交換を行っております。
- ロ 内部統制監査室が定期的で開催する内部監査報告会に常勤監査役1名が出席し、監査の実施状況等の報告を受けております。
- ハ 財務報告の信頼性の確保については、監査計画に基づき内部統制監査室が内部統制評価を実施し、監査役会に報告しております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分につきましては、将来の事業展望に備え、内部留保による企業体質の強化を図りながら、安定した配当を維持することを基本方針としております。

当期におきましては、経営改革プロジェクト『MAP3』の推進と新型コロナウイルス感染症の拡大による生活様式の変化による内食志向の高まりや、消毒・衛生用品の需要の増加等により、過去最高益を計上して上場30周年を迎えることができました。これらを踏まえ、日頃ご支援いただいている株主の皆様への還元をとおして、新型コロナウイルス感染症収束後の経済回復と活性化に貢献したく、普通配当7円50銭に特別配当5円を加え、期末配当を12円50銭とさせていただきます。これにより、当期の配当金は、中間配当7円50銭と併せて年間配当金20円となります。

なお、今後も株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題のひとつとしてとらえ、事業の展開に努めてまいります。

また、内部留保資金の用途につきましては、今後の事業展開へ投入していくこととしております。

自己株式の処分、活用につきましては当社の財務状況や株価の推移なども勘案しつつ、より良い資本政策を検討してまいります。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	9,493,514	流 動 負 債	11,781,434
現 金 及 び 預 金	2,872,942	買 掛 金	5,193,462
売 掛 金	1,081,333	短 期 借 入 金	2,313,092
商 品	5,242,069	リ ー ス 債 務	415,180
そ の 他	297,505	未 払 金	1,839,881
貸 倒 引 当 金	△335	未 払 法 人 税 等	824,930
固 定 資 産	23,123,487	賞 与 引 当 金	299,045
有 形 固 定 資 産	17,710,042	役 員 賞 与 引 当 金	4,620
建 物 及 び 構 築 物	8,876,710	ポ イ ン ト 引 当 金	73,090
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	29,286	損 害 賠 償 引 当 金	120,000
工 具 器 具 及 び 備 品	41,179	そ の 他	698,130
土 地	7,554,263	固 定 負 債	5,367,051
リ ー ス 資 産	1,066,213	長 期 借 入 金	2,688,406
そ の 他	142,389	リ ー ス 債 務	802,726
無 形 固 定 資 産	1,155,976	退 職 給 付 に 係 る 負 債	786,717
リ ー ス 資 産	25,455	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	98,990
そ の 他	1,130,521	資 産 除 去 債 務	594,450
投 資 そ の 他 の 資 産	4,257,468	そ の 他	395,761
投 資 有 価 証 券	834,996	負 債 合 計	17,148,486
繰 延 税 金 資 産	853,437	(純 資 産 の 部)	
敷 金 及 び 保 証 金	2,534,372	株 主 資 本	15,260,233
そ の 他	34,661	資 本 金	1,198,310
資 産 合 計	32,617,002	資 本 剰 余 金	1,083,637
		利 益 剰 余 金	13,424,572
		自 己 株 式	△446,285
		その他の包括利益累計額	208,282
		その他有価証券評価差額金	288,157
		退職給付に係る調整累計額	△79,874
		純 資 産 合 計	15,468,515
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	32,617,002

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		75,089,759
売上原価		58,932,631
売上総利益		16,157,127
営業収入		
不動産賃貸収入		674,335
営業総利益		16,831,463
販売費及び一般管理費		14,525,820
営業利益		2,305,642
営業外収益		
受取利息・配当金	12,799	
受取手数料	73,387	
仕入割引	5,437	
リサイクル収入	35,863	
設備投資支援金	32,363	
その他営業外収益	39,521	199,372
営業外費用		
支払利息	18,475	
株主優待費用	15,293	
その他営業外費用	12,634	46,403
経常利益		2,458,610
特別損失		
減損損失	74,285	
和解金	150,000	224,285
税金等調整前当期純利益		2,234,325
法人税、住民税及び事業税	923,284	
法人税等調整額	△89,596	833,687
当期純利益		1,400,637
親会社株主に帰属する当期純利益		1,400,637

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,198,310	1,083,637	12,173,685	△446,204	14,009,428
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△149,751		△149,751
親会社株主に帰属する当期純利益			1,400,637		1,400,637
自 己 株 式 の 取 得				△81	△81
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1,250,886	△81	1,250,804
当 期 末 残 高	1,198,310	1,083,637	13,424,572	△446,285	15,260,233

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	144,823	△133,463	11,359	14,020,788
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△149,751
親会社株主に帰属する当期純利益				1,400,637
自 己 株 式 の 取 得				△81
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	143,333	53,589	196,922	196,922
当 期 変 動 額 合 計	143,333	53,589	196,922	1,447,727
当 期 末 残 高	288,157	△79,874	208,282	15,468,515

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記事項

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等)

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の状況
連結子会社の数 1 社
主要な連結子会社の名称
株式会社MK・サービス
 - (2) 主要な非連結子会社の名称等
—
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した非連結子会社の状況
持分法適用の非連結子会社または関連会社数 0 社
 - (2) 持分法を適用していない関連会社
持分法を適用していない関連会社数 0 社
3. 連結子会社の事業年度に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券
その他有価証券
 - a 時価のあるもの
決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b 時価のないもの
移動平均法による原価法
 - ② デリバティブ
時価法
 - ③ たな卸資産
 - a 商品
店舗
売価還元法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
配送センター
移動平均法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
ただし、一部の生鮮食料品は最終仕入原価法
 - b 貯蔵品
最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8年～38年

機械装置及び運搬具 4年～15年

工具器具及び備品 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

④ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、主な償却期間は5年であります。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の基準により貸倒引当金を計上しております。

a 一般債権

貸倒実績率法

b 貸倒懸念債権及び更生債権

財務内容評価法

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ ポイント引当金

顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

⑥ 損害賠償引当金

損害賠償金の支払に備えるため、当連結会計年度末において見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金利息

③ ヘッジ方針

借入金に係る金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当連結会計年度に計上した金額

エスポート業態の店舗資産1,086,899千円、その他業態の店舗資産285,522千円、賃貸物件360,545千円について減損の兆候が認められたため、減損損失の認識の要否を検討いたしました。

その結果、減損損失の認識が必要と判定され、減損損失を計上した資産は以下のとおりであります。

その他業態の店舗資産 74,285千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

資産のグルーピングは、主に店舗別及び賃貸物件別に行っております。

減損の兆候があると認められる資産グループについては、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額とを比較し、減損損失の認識の要否を判定しております。

その結果、減損損失の認識が必要と判定された場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識しております。

店舗資産の将来キャッシュ・フローの見積りは、店舗の利益計画を基礎としております。店舗の利益計画には、店舗改装による売上高の増加見込みやコスト削減施策による荒利益率の改善見込み等の仮定を織り込んでおり、これらの仮定は不確実な経済環境の変化の影響を受けることによって翌連結会計年度の将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 19,523,747千円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物 185,068千円

土地 2,128,824千円

投資有価証券 87,000千円

計 2,400,892千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金 1,057,823千円

長期借入金 1,924,516千円

計 2,982,340千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

10,540千株

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月8日 取締役会	普通株式	74,875	7.50	2020年 3月31日	2020年 6月29日
2020年11月6日 取締役会	普通株式	74,875	7.50	2020年 9月30日	2020年 12月3日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年5月7日開催の取締役会において次のとおり決議しました。

決 議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年5月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	124,792	12.50	2021年 3月31日	2021年 6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に小売事業を行うための設備投資計画に照らして、中長期的な設備資金を主に銀行借入や社債発行により調達し、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、その殆どが顧客のクレジットカード決済等による売上代金の未収金であり、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であります。

また、店舗建物及び敷地等の賃借や営業に伴う敷金及び保証金の差入れを行っており、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金及びファイン・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。金利については、固定金利により調達しております。変動金利により調達する場合には、変動リスクに晒されますが、デリバティブ取引を利用してヘッジすることとしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金、敷金及び保証金については、一般売掛金規程に従い、取引先ごとの管理台帳に基づき回収期日及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の一般売掛金規程に準じて、同様の管理をしております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や株式発行会社の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

また、借入金に係る支払金利については固定金利を利用しておりますが、変動金利により資金調達する場合には、原則として変動リスクを抑制するために金利スワップ取引を利用することとしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告等に基づき財務部が適時に資金繰計画を策定、更新するとともに、資金繰実績との対比分析をすることなどにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。
((注)2.をご参照ください。)

(単位：千円)

内 容	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)現金及び預金	2,872,942	2,872,942	—
(2)売掛金	1,081,333	1,081,333	—
(3)投資有価証券			
その他有価証券	830,843	830,843	—
(4)長期貸付金	158	161	3
(5)敷金及び保証金			
①敷金	1,596,818	1,526,645	△70,172
②保証金	937,554	892,796	△44,758
資産 計	7,319,650	7,204,722	△114,927
(1)買掛金	5,193,462	5,193,462	—
(2)短期借入金	1,000,000	1,000,000	—
(3)未払金	1,839,881	1,839,881	—
(4)未払法人税等	824,930	824,930	—
(5)長期借入金	4,001,499	3,996,519	△4,980
(6)リース債務	1,217,906	1,213,671	△4,235
負債 計	14,077,680	14,068,465	△9,215
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらの時価はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については以下のとおりであります。

その他有価証券

(単位：千円)

内 容	種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの	株式	571,308	152,433	418,875
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	株式	259,534	267,578	△8,044
合 計		830,843	420,012	410,831

(4) 長期貸付金、(5) 敷金及び保証金

これらの時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

これらの時価はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金、(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を新規に同様の借入または、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、金利スワップの特例処理の対象とされている変動金利の長期借入金については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

② ヘッジ会計が適用されている取引

該当事項はありません。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

内 容	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	4,152

(注) 3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

内 容	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,872,942	—	—	—
売掛金	1,081,333	—	—	—
長期貸付金	158	—	—	—
敷金及び保証金	34,247	126,235	115,383	176,206

※敷金1,551,559千円及び保証金530,740千円については、償還予定額が見込めないため、上記には含めておりません。

(注) 4. 借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

内 容	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,000,000	—	—	—	—	—
長期借入金	1,313,092	1,031,254	794,146	523,028	245,264	94,714
リース債務	415,180	333,832	245,205	143,844	67,061	12,782

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、静岡県その他の地域において、賃貸用の店舗（土地を含む。）を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
2,219,066	1,806,670

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注) 2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,549円42銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 140円29銭 |

* 1株当たり当期純利益の算定の基礎

親会社株主に帰属する当期純利益	1,400,637千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	1,400,637千円
普通株式の期中平均株式数	9,983千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,948,523	流 動 負 債	11,656,804
現 金 及 び 預 金	2,324,812	買 掛 金	5,240,185
売 掛 金	1,072,832	短 期 借 入 金	1,000,000
商 品	5,214,917	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,313,092
貯 蔵 品	30,158	リ ー ス 債 務	410,901
前 渡 金	2,970	未 払 金	1,724,746
前 払 費 用	44,295	未 払 法 人 税 等	786,940
そ の 他 流 動 資 産	258,835	未 払 消 費 税 等	256,761
貸 倒 引 当 金	△299	未 払 費 用	21,972
固 定 資 産	22,994,057	賞 与 引 当 金	299,045
有 形 固 定 資 産	17,629,119	役 員 賞 与 引 当 金	4,620
建 物	8,452,020	ポ イ ン ト 引 当 金	73,090
構 築 物	356,543	損 害 賠 償 引 当 金	120,000
機 械 及 び 装 置	26,048	そ の 他 流 動 負 債	405,447
車 両 運 搬 具	0	固 定 負 債	5,247,484
工 具 器 具 及 び 備 品	40,713	長 期 借 入 金	2,688,406
土 地	7,554,263	リ ー ス 債 務	797,038
リ ー ス 資 産	1,057,140	退 職 給 付 引 当 金	672,837
建 設 仮 勘 定	142,389	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	98,990
無 形 固 定 資 産	1,148,820	預 り 敷 金 及 び 保 証 金	395,761
借 地 権	404,238	資 産 除 去 債 務	594,450
ソ フ ト ウ ェ ア	683,502	負 債 合 計	16,904,289
電 話 加 入 権	34,383	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	25,455	株 主 資 本	14,750,134
水 道 施 設 利 用 権	1,241	資 本 金	1,198,310
投 資 そ の 他 の 資 産	4,216,117	資 本 剰 余 金	1,083,637
投 資 有 価 証 券	834,996	資 本 準 備 金	1,076,340
関 係 会 社 株 式	10,000	そ の 他 資 本 剰 余 金	7,297
長 期 前 払 費 用	23,808	利 益 剰 余 金	12,914,473
敷 金 及 び 保 証 金	2,534,372	利 益 準 備 金	195,121
繰 延 税 金 資 産	802,375	そ の 他 利 益 剰 余 金	12,719,351
そ の 他 投 資	10,563	別 途 積 立 金	8,265,000
資 産 合 計	31,942,580	圧 縮 積 立 金	74,485
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,379,865
		自 己 株 式	△446,285
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	288,157
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	288,157
		純 資 産 合 計	15,038,291
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	31,942,580

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		74,985,626
売 上 原 価		58,995,676
売 上 総 利 益		15,989,950
営 業 収 入		
不 動 産 賃 貸 収 入		715,759
営 業 総 利 益		16,705,709
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		14,551,581
営 業 利 益		2,154,128
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 ・ 配 当 金	42,795	
受 取 手 数 料	72,732	
仕 入 割 引	5,437	
リ サ イ ク ル 収 入	35,611	
設 備 投 資 支 援 金	32,363	
そ の 他 営 業 外 収 益	30,232	219,172
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	18,434	
株 主 優 待 費 用	15,293	
そ の 他 営 業 外 費 用	12,634	46,363
経 常 利 益		2,326,937
特 別 損 失		
減 損 損 失	74,285	
和 解 金	150,000	224,285
税 引 前 当 期 純 利 益		2,102,651
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	867,563	
法 人 税 等 調 整 額	△91,051	776,511
当 期 純 利 益		1,326,140

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	1,198,310	1,076,340	7,297	1,083,637	195,121	11,542,961	11,738,083
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△149,751	△149,751
当 期 純 利 益						1,326,140	1,326,140
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	－	1,176,389	1,176,389
当 期 末 残 高	1,198,310	1,076,340	7,297	1,083,637	195,121	12,719,351	12,914,473

残高及び変動事由	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	△446,204	13,573,826	144,823	144,823	13,718,649
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△149,751			△149,751
当 期 純 利 益		1,326,140			1,326,140
自 己 株 式 の 取 得	△81	△81			△81
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			143,333	143,333	143,333
当 期 変 動 額 合 計	△81	1,176,307	143,333	143,333	1,319,641
当 期 末 残 高	△446,285	14,750,134	288,157	288,157	15,038,291

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(注) その他利益剰余金の内訳

(単位：千円)

残高及び変動事由	別途積立金	圧縮積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金 合計
当 期 首 残 高	8,265,000	74,485	3,203,476	11,542,961
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△149,751	△149,751
当 期 純 利 益			1,326,140	1,326,140
当 期 変 動 額 合 計	－	－	1,176,389	1,176,389
当 期 末 残 高	8,265,000	74,485	4,379,865	12,719,351

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記事項 (重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
 - ② その他有価証券
 - a 時価のあるもの
決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - b 時価のないもの
移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法
 - (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 商品
店舗
売価還元法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
配送センター
移動平均法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
ただし、一部の生鮮食料品は最終仕入原価法
 - ② 貯蔵品
最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物（建物附属設備を含む）	8年～38年
構築物	10年～20年
機械及び装置	7年～15年
車両運搬具	4年～5年
工具器具及び備品	3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く）
自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

- (4) 長期前払費用
均等償却を採用しております。
なお、主な償却期間は、5年であります。
- 3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、以下の基準により貸倒引当金を計上しております。
 - ① 一般債権
貸倒実績率法
 - ② 貸倒懸念債権及び更生債権
財務内容評価法
 - (2) 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。
 - (3) 役員賞与引当金
役員の賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。
 - (4) ポイント引当金
顧客に付与したポイントの将来の利用に備えるため、当事業年度における将来利用見込額を計上しております。
 - (5) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属の方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
 - (6) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
 - (7) 損害賠償引当金
損害賠償金の支払に備えるため、当事業年度末において見込まれる損失額を計上しております。
- 4. 重要なヘッジ会計の方法
 - (1) ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
 - (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・借入金利息
 - (3) ヘッジ方針
借入金に係る金利変動リスクを回避するために金利スワップ取引を行っております。
 - (4) ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損損失の認識の要否

(1) 当事業年度に計上した金額

エスポート業態の店舗資産1,086,899千円、その他業態の店舗資産285,522千円、賃貸物件360,545千円について減損の兆候が認められたため、減損損失の認識の要否を検討いたしました。

その結果、減損損失の認識が必要と判定され、減損損失を計上した資産は以下のとおりであります。

その他業態の店舗資産 74,285千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

連結注記事項「会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	18,974,540千円
2. 関係会社に対する短期金銭債権	41,469千円
3. 関係会社に対する短期金銭債務	335,282千円
4. 担保に供している資産及び担保に係る債務	
(1) 担保に供している資産	
建物	185,068千円
土地	2,128,824千円
投資有価証券	87,000千円
計	2,400,892千円
(2) 担保に係る債務	
短期借入金	500,000千円
1年内返済予定の長期借入金	557,823千円
長期借入金	1,924,516千円
計	2,982,340千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引の取引高

不動産賃貸収入

仕入高

販売費及び一般管理費

営業取引以外の取引高

41,424千円

1,926,176千円

1,399,803千円

1,200千円

2. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
静岡県	店舗 6店舗	建物他	74,285千円
合計			74,285千円

当社の減損会計適用にあたっての資産のグルーピングは、継続的に損益の把握を実施している管理会計上の単位である店舗別及び賃貸物件別に、遊休資産についても個別物件別に行っております。また、本社他の資産グループについては、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当社は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている店舗等を対象とし、回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

その内訳は以下のとおりであります。

種 類	減 損 損 失
建 物	42,587千円
構 築 物	1,964千円
工具器具及び備品	2,351千円
土 地	19,002千円
リ ー ス 資 産	8,379千円
合 計	74,285千円

なお、当資産グループの回収可能価額は、使用価値または正味売却価額を見積り、いずれか高い価額により測定しております。

なお、正味売却価額は、主に不動産鑑定評価額等合理的な見積により評価しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式

556千株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	46,947千円
未払事業税	38,438千円
商品券	26,612千円
ポイント引当金	21,824千円
未払事業所税	8,722千円
退職給付引当金	200,909千円
役員退職慰労引当金	29,558千円
減損損失	496,671千円
一括償却資産	4,376千円
投資有価証券評価損	4,348千円
資産除去債務	177,502千円
土地評価差額金	123,432千円
その他	183,181千円
繰延税金資産小計	1,362,526千円
評価性引当額	△228,302千円
繰延税金資産合計	1,134,224千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△50,561千円
その他有価証券評価差額金	△122,674千円
土地評価差額金	△124,484千円
圧縮積立金	△34,128千円
繰延税金負債合計	△331,848千円
繰延税金資産の純額	802,375千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、営業用店舗設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)MK・サービス	所有 直接100%	役員の兼任	商品の仕入	1,926,176	買掛金	182,431
				物流費等	1,748,116	未払金	152,769

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,506円33銭
2. 1株当たり当期純利益 132円83銭

* 1株当たり当期純利益の算定の基礎

損益計算書上の当期純利益	1,326,140千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純利益	1,326,140千円
普通株式の期中平均株式数	9,983千株

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社マキヤ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 齋藤 慶典 ⑩

公認会計士 川口 靖仁 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マキヤの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マキヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月11日

株式会社マキヤ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 齋藤 慶典 ㊞

公認会計士 川口 靖仁 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マキヤの2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社 マキヤ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 湯 山 勝 博 ⑩

社外監査役 加 部 利 明 ⑩

社外監査役 清 川 修 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 取締役8名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のために1名増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	かわら さき やす お 川原崎 康 雄 (1954年3月30日生) 再任 社内	1990年2月 当社入社 経営管理部長 1990年6月 当社取締役 1997年7月 当社常務取締役社長室長兼エスポート営業部長 2003年11月 (株)ひのや取締役 2005年4月 当社専務取締役 2005年12月 (株)ハイデリカ（現(株)MK・サービス）取締役 2006年3月 (株)MKカーゴ（現(株)MK・サービス）取締役 2008年3月 (株)MKカーゴ（現(株)MK・サービス）代表取締役社長（現任） 2008年10月 当社代表取締役社長（現任）、(株)ハイデリカ（現(株)MK・サービス）代表取締役社長、(株)ひのや代表取締役社長	15,700株
候補者とした理由 当社グループの経営に関する経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	はや かわ のり ゆき 早 川 紀 行 (1958年10月17日生) 再任 社内	1981年4月 (株)ダイクマ（現(株)ヤマダ電機）入社 1991年3月 (株)ライフボックス商品部 1993年1月 (株)マキバ商品部長 2004年9月 (株)ホームセンターアント商品部長 2009年4月 当社入社 2013年7月 当社NF商品副部長 2013年12月 当社NF商品部長 2018年6月 当社取締役執行役員NF商品部長 2020年2月 当社取締役執行役員NF商品部長兼販売統括部長 2021年4月 当社取締役執行役員営業本部長兼販売統括部長 2021年6月 当社専務取締役執行役員営業本部長兼販売統括部長（現任）	900株
候補者とした理由 小売業界に長く籍を置き、商品部門に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	やべとしひさ 矢部利久 (1961年11月18日生) 再任 社内	1989年3月 当社入社 1999年5月 (財)マキヤ奨学会 (現(公財)マキヤ奨学会) 理事長 (現任) 2008年9月 (株)マキリ代表取締役社長 (現任) 2008年10月 当社総務部長 2009年1月 当社取締役総務部長 2009年2月 当社取締役経営管理部長 2009年6月 当社取締役経理・財務部長 2011年4月 当社取締役財務部長 2015年9月 当社取締役経理財務部長 2017年6月 当社取締役執行役員経理・財務統括部長 2018年6月 当社取締役執行役員財務部長 (現任)	94,816株
候補者とした理由 当社グループの経理財務及び経営管理に関する経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			
4	たけしまつよし 竹島剛 (1962年10月31日生) 再任 社内	1981年4月 飯田昭夫税理士事務所入所 1995年4月 富士ソフト(株)経営企画部 2006年5月 (株)エスケーホーム管理部長 2010年4月 当社入社 2011年1月 当社経理・財務副部長 2011年4月 当社経理部長 2015年9月 当社経理・財務副部長 2017年7月 当社経理部長 2018年6月 当社取締役執行役員経理部長 (現任)	900株
候補者とした理由 経理部門に長く籍を置き、経理・経営企画に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	しのはらただお 篠原忠夫 (1971年1月28日生) 再任 社内	1993年3月 当社入社 2011年1月 当社販促企画 (現営業企画) 部長 2017年7月 当社執行役員販促・企画統括部長兼営業企画部長 2017年8月 当社執行役員販促・企画統括部長兼営業企画部長兼E S P販売部長 2018年6月 当社取締役執行役員販売・企画統括部長兼営業企画部長兼E S P販売部長兼開発建設部長 2020年2月 当社取締役執行役員企画・開発部長 (現任)	3,600株
候補者とした理由 当社グループの販売促進・営業企画に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに 重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
6	さとう まなぶ 佐藤 学 (1974年8月14日生) 新任 社内	1991年1月 (株)ひのや入社 2007年4月 マックスバリュ東海(株)入社 2008年9月 当社入社 2012年11月 当社エスポート静岡東店店長 2015年8月 当社エスポート藤枝店店長 2016年8月 当社エスポート西部エリア販売デプトマネージャー 2017年8月 当社エスポート沼津・三島エリア販売デプトマネージャー 2019年2月 当社人事部長 2019年5月 当社人事部兼総務部長 2019年7月 当社執行役員人事部兼総務部長(現任)	— 株
候補者とした理由 当社グループの店舗運営や人事労務に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定や業務の執行を行うのに適任であると判断したことから、新たに取締役候補者といたしました。			
7	むかい まさお 向 眞 生 (1957年3月9日生) 再任 社外	1981年10月 監査法人サンワ東京丸の内事務所(現有限責任監査法人トーマツ)入所 1985年9月 公認会計士登録 1996年6月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)社員 2003年6月 同監査法人代表社員 2018年7月 公認会計士向眞生事務所開所(現任) 2019年4月 (株)アウトソーシングテクノロジー取締役監査等委員(現任) 2019年6月 当社社外取締役(現任)	— 株
社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要 公認会計士並びに監査法人の代表社員として長年企業会計に携わり、財務・会計に関する専門的な知識と豊富な実績・経験を有しており、適切な業務執行に関する判断・指導を期待できる人材であることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。 また、同氏には、会計専門家として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、財務・会計に関わる事項に関し、当社経営に対する適切な助言や監督を期待しております。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			
8	こう やま ひで あき 幸 山 秀 明 (1961年10月16日生) 再任 社外	1991年4月 静岡県弁護士会弁護士登録 1991年4月 静岡富士法律事務所入所(現任) 2010年4月 静岡県弁護士会副会長 2019年6月 当社社外取締役(現任)	— 株
社外取締役候補者とした理由及び社外取締役として期待される役割の概要 弁護士として長年法曹界に携わり、法務・コンプライアンスに関する専門的な知識と豊富な実績・経験を有しており、適切な業務執行に関する判断・指導を期待できる人材であることから、引き続き社外取締役候補者となりました。 また、同氏には、法律専門家として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、主に法務・コンプライアンスに関わる事項に関し、当社経営に対する適切な助言や監督を期待しております。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

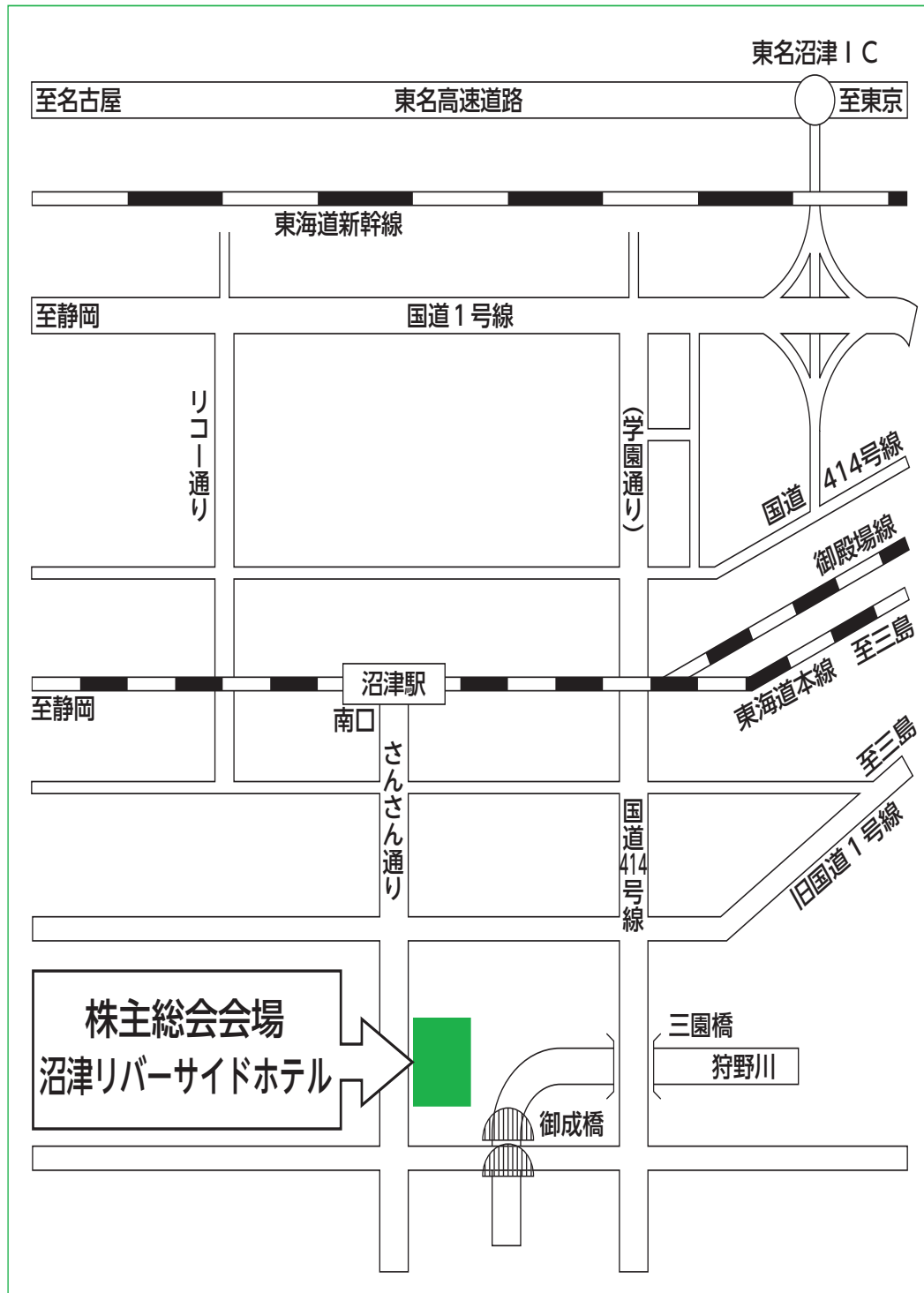
- (注) 1. 株式会社マキリは、当社に対する持株比率が43.5%の当社の関係会社です。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 向 眞生、幸山秀明の両氏は社外取締役候補者であります。
4. 当社は、向 眞生氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出を行う予定であります。
5. 向 眞生、幸山秀明の両氏の当社社外取締役在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、当社は、向 眞生、幸山秀明の両氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。向 眞生、幸山秀明の両氏の選任が承認された場合、当社と両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は、次のとおりであります。
- ・社外取締役が職務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合、その損害賠償責任限度額は金200万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度とする。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
7. 当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役並びに執行役員全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年7月に更新する予定です。本議案において各候補者の選任が承認された場合には、各候補者は引き続き被保険者となります。
- ・填補される損害範囲の概要
被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。
 - ・保険料の負担方法
保険料は全額会社負担としております。

以 上

[illegible]

株主総会会場ご案内図

静岡県沼津市上土町100番地の1
沼津リバーサイドホテル4階 シャングリラ
電話番号 (055) 952-2411(代)



交通機関のご案内

- J R 沼津駅南口より……………タクシー 3分・徒歩10分
- J R 三島駅(新幹線)より………タクシー20分
- J R 大岡駅(御殿場線)より…タクシー10分
- お車 沼津IC(東名高速)より…15分